

議案第七十一号

三朝町立中学校等設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾五年参月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町立中学校等設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校等設置条例（昭和三十九年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「

、	、	神倉分校	、	神倉
---	---	------	---	----

」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。